

電気供給業を行う法人の 法人事業税申告の手引

(令和2年4月1日以後に開始する事業年度分)

令和3年1月

(令和8年1月一部改正)

山 口 県

〈目次〉

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要	・・・ 1
2 課税標準の計算方法	
(1) 課税標準となる収入金額の計算方法	・・・ 3
(2) 所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う場合	・・・ 6
(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合	・・・ 9
3 申告書に添付する書類	・・ 1 2
4 よくあるご質問	・・ 1 3
(様式例) 所得等課税事業と収入金等課税事業を併せて行う法人の区分計算書	・・ 1 4

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法・・・地方税法

令・・・地方税法施行令

規則・・・地方税法施行規則

通（県）・・・地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

（平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知）

※この冊子は令和7年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

次の表に記載する区分によって申告納付してください。

事業の区分	課税方式	
	資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人 【外形標準課税法人】（※1）	左記以外の法人 【普通法人・特別法人等】
小売電気事業等・発電事業等以外の電気供給業（※2） (法第72条の2第1項第2号)	収入割額	
小売電気事業等・発電事業等 (法第72条の2第1項第3号) (※1)	収入割額+付加価値割額 +資本割額	収入割額+所得割額

資本金の額が1億円以下の法人であっても、令和7年4月1日以後開始事業年度からは「前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人」、令和8年4月1日以後開始事業年度からは「資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額等が2億円を超える法人」については、外形標準課税の対象に含まれることとなります。

また、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団・一般財團法人を除きます。

なお、資本金の額又は出資金の額の判定時期については、事業年度終了日の現況によります。ただし、仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日の現況（令和7年4月1日以後開始事業年度からは前事業年度の事業税について外形標準課税の適用対象法人に該当したかどうか）、清算中の法人にあっては解散日の現況によります。

（※2）

特定のガス供給業、保険業等もこの区分に含まれます。

小売電気事業等は以下の①及び②、発電事業等は以下の⑧⑨及び⑩です。

法第72条の2第1項第3号、法施行規則第3条の14

（③～⑦：法第72条の48第3項第2号、法施行規則第6条の2）

事業種別	概要
①小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
②小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業	他の者の需要に応じ電気を供給する事業（③、⑦、⑧及び⑩を除く）
③一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業
⑥送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（※）により③を行う者に振替供給を行う事業（③及び④を除く）
⑦特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業

⑧発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
⑨特定卸供給事業	電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業
⑩発電事業に準ずるものとして 総務省令で定める事業	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物(※)を用いて他の者 の需要に応じて供給する電気を発電する事業 なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電 気を供給する場合には、当該供給を行う事業(①、③及び⑦を除く) を含む

(※)電気工作物:電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

以下、この手引きにおける用語の意味は次のとおりです。

[1]所得等課税事業	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 (以下の[2]、[3]以外の事業税課税事業)
[2]収入金額課税事業	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 (送配電事業、特定のガス供給業、保険業 等)
[3]収入金額等課税事業	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 (小売電気事業等及び発電事業等)

※通(県)第3章の用語と同一です

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う場合 (→P 6)

原則: 区分計算を行い、収入割と所得割(及び付加価値割、資本割)を申告してください。

例外: 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準及び税額を算定しないで、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。
(通(県)3章4の9の9)

二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合 (→P 8)

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。
(法72条の48)

2 課税標準の計算方法（法72条の24の2）

（1）課税標準となる収入金額の計算方法

課税標準となる収入金額＝①収入すべき金額の総額—②控除すべき金額

①収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

（通（県）3章4の9の1）

- 注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。
（通（県）3章4の9の1）
- 注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。
（通（県）3章4の9の3）
- 注3) 料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含む　以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。ただし、このうち免税事業者で消費税として納税しない金額や消費税精算時に生じた差益については、収入金額に含めてください。

②控除すべき金額

- ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法72条の24の2①）
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気事業法第28条の40第2項第1号の交付金、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（注）、非FIT非化石証書購入費相当額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金（令22、通（県）3章4の9の6）
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅賃付料等（自治庁告示昭和30年29号、昭和34年46号、自治省告示昭和42年55号、総務省告示平成23年379号）
- エ 法附則9条8項各号に掲げるもの（以下のとおり）
 - 一 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行うときの以下の金額
 - ・収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対

- して託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-1 イ）（平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ・収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-1 ロ）（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用）
 - ・収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払っている収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-1 ハ）（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用）
- 一の二 発電事業等を行う法人が、自らの発電等用電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人の電線路とを電気的に接続する場合の、託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として当該一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-1 の 2）（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用）
- 一の三 特定送配電事業を行う法人が、自らの電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の電線路とを電気的に接続する場合の、託送供給に係る料金として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-1 の 3）（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用）
- 二 配電事業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い配電事業に係る定期支払額として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-2、規則附則 2 条の 7 の 2）（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- 三 一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する収入金額（令附則 6 条の 2②-3、規則附則 2 条の 7 の 2）（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- オ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則 9⑯、令附則 6 条の 2⑧）（平成 29 年 4 月 1 日か

- ら令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- カ 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9⑩、令附則6条の2⑨）（平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- キ 特定吸收分割会社と特定吸收分割承継会社との間で行う取引のうち、総務省令で定める特定取引を行う場合において、相手方から支払いを受けるべき金額に相当する収入金額（法附則9⑪、令附則6条の2⑩、規則附則2条の8）（平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ク 一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（法附則9⑫、令附則6条の2⑪、規則附則2条の9）（令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ケ 広域的運営推進機関に対して電気事業法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価を支払い、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課されている他の法人に対して当該対価を原資として支払いをした場合の、広域的運営推進機関に対して支払うべき金額に相当する収入金額（法附則9条⑬、令附則6条の2⑭、規則附則2条の11）（令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものと含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものと含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。

（通（県）3章4の9の6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とはできません。

課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定による交付金及び賦課金に係る収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。
(通(県)3章4の9の2)

注) 課税標準となる収入金額については、具体的には3ページの計算方法により算出することになります。

収入金額等課税事業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人については、以下の表の区分に応じて収入割と合わせて付加価値割、資本割又は所得割を申

区分		課税標準	第6号様式（その2）記入箇所
法人事業税	外形標準課税法人	付加価値割	<u>④②</u> 欄 付加価値額総額 <u>④③</u> 欄 付加価値額、税率、税額
		資本割	<u>④④</u> 欄 資本金等の額総額 <u>④⑤</u> 欄 資本金等の額、税率、税額
		収入割	<u>④⑥</u> 欄 収入金額総額 <u>④⑦</u> 欄 収入金額、税率、税額
	上記以外の法人	所得割	<u>④⑩</u> 欄 所得金額総額 <u>④⑪</u> 欄 所得金額、税率、税額
		収入割	<u>④⑯</u> 欄 収入金額総額 <u>④⑰</u> 欄 収入金額、税率、税額
	【普通法人・特別法人等】	収入割	<u>④⑯</u> 欄 収入金額総額 <u>④⑰</u> 欄 収入金額、税率、税額
	特別法人事業税	法人事業税の収入割額	<u>④⑰</u> 欄 課税標準額、税率、税額

告して下さい。

(2) 所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う場合

① 事業部門ごとに区分計算してください。

原則として事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告してください。
(通(県)3章4の9の9)

- 注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。
- 注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。(通(県)3章4の9の8)

所得割

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書(法人税申告書別表4)、法人事業税の加算・減算の各項目について事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額等妥当な基準によりあん分し、各事業部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算してください。

(通(県)3章4の9の5)

所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)、欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第6号様式別表9)等については、所得等課税事業と収入金額等課税事業についてそれぞれ1枚ずつ作成してください。

- 注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。
- 注2) 法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- 注3) 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行ってください。
- 注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。(例:売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など。)。
- 注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法で事業部門ごとに区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、各事業部門の課税標準となる付加価値額を計算してください。

- 注) 付加価値額及び資本金等の計算書(第6号様式別表5の2)、報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)、純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)、純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)は、所得等課税事業と収入金額等課税事業について1枚ずつ作成し、それぞれに区分計算後の金額を記載してください。

資本割

付加価値額及び資本金等の計算書（第6号様式別表5の2）を用いて、資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して計算してください。
(令20条の2の26)

注) 付加価値額及び資本金等の計算書（第6号様式別表5の2）は、所得等課税事業と収入金額等課税事業について1枚ずつ作成してください。所得等課税事業にかかる資本金等の額と収入金額等課税事業にかかる資本金等の額へのあん分計算は、同表の項番②①／②若しくは②③／③により行います。

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。（通（県）3章4の6の10）

○従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）をいいます。

○次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。

派遣労働者＝派遣先（派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）

出向者＝出向先（出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）

○病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しないものは従業者に含めません。

○従業者数は事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における各部門の従業者数をいいます。

○分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等）は行いません。

○それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分してください。

②従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準及び税額を算定しないで、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、「一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること」とされています。(通(県)3章4の9の9)

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準を分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。(法72条の48③、72条の48⑧、通(県)3章9の11)

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う場合、課税標準の分割に関する明細書(第6号様式別表10)を事業毎に1枚ずつ作成しますが、分割基準は主たる事業のものを用います。課税標準の分割に関する明細書ごとにそれぞれ異なる分割基準を用いることはありませんので御注意ください。

業種		分割基準	
電気供給業	発電事業等 (P 1 の表⑧、⑨及び⑩)	課税標準の4分の3	事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額
		課税標準の4分の1	事業所等の固定資産の価額
	送配電事業等 (P 1 の表③、④⑤、⑥及び⑦)	課税標準の4分の3	発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の電力の容量(キロワット)
		課税標準の4分の1	事業所等の固定資産の価額
	小売電気事業等 (P 1 の表①及び②)	課税標準の2分の1	事業所等の数
		課税標準の2分の1	従業者の数
製造業		従業者の数(資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者数を1.5倍)	
非製造業	課税標準の2分の1	事業所等の数	
	課税標準の2分の1	従業者の数	

電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。)の価額をいいます。

(規則6条の2の2④、通(県)3章9の7)

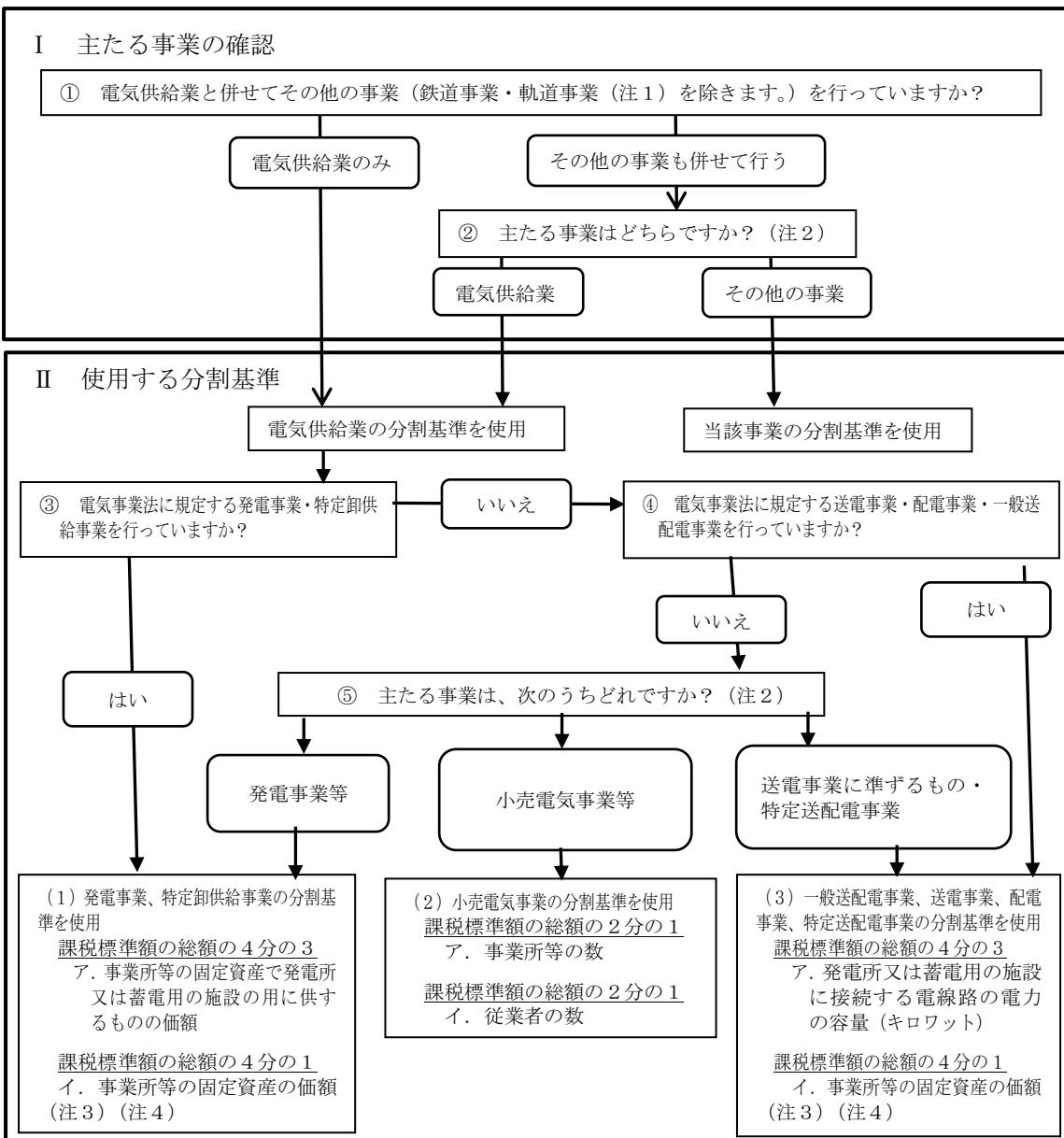
注) 事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されているあん分基準によってあん分した価額を分割基準に用いることができます。(規則6条の2の2⑤)

電線路の電力の容量とは

電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物(電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する発電等用電気工作物をいいます)と電気的に接続している電圧が66キロボルト以上の電線路をいい、電力の容量は事業年度終了の日現在の数値を使用します。

(規則6条の2②、通(県)3章9の4、9の5)

◎ 電気供給業を行う法人の分割基準判定フロー



(注1) 鉄道事業・軌道事業を行う法人について

- ◎ 鉄道事業・軌道事業のほか電気供給業を行う場合、上記フロー図②により使用する分割基準を確認してください。
- ◎ 鉄道事業・軌道事業に係る部分についての分割基準は軌道のキロメートル数を使用します。

(注2) 主たる事業の考え方については、9ページをご覧ください。

(注3) イ. のみある場合は、課税標準の総額をイ. によりあん分してください。（法72の48③Ⅱ口(2)、ハ(2))

(注4) ア. 及びイ. がない場合は、課税標準はあん分せず、全額を本店所在地の都道府県に申告してください。

3 申告書に添付する書類

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式、第6号様式(その2)）

収入金額課税事業又は収入金額等課税事業を行う場合

一般的な法人が添付する書類以外に、次のものが必要です。

(法72条の25⑩⑪⑫、72条の26④、
規則4条の6、4条の6の2、4条の6の3、4条の7ⅡⅢⅣ)

○収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） 等

○貸借対照表・損益計算書

また、下記の書類を添付していただきますようご協力を願いします。

○法人税申告書 別表4

○勘定科目内訳明細書（雑益、雑損失等の明細書）

○その他収入金額算定に関する基礎資料

所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せてを行う場合

上記の書類の他に、

○所得等課税事業と収入金等課税事業を併せて行う法人の区分計算書

（様式例が14ページ以降にあります。）

電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定日の属する事業年度について、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業に係る収入割による課税はありません。（法72条の29③には収入割の申告が含まれていません。）

法人県民税・事業税の予定申告書（第6号の3様式、第6号の3様式(その2)）

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注）収入金額課税事業又は収入金額等課税事業を行う法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。（法72条の26⑧）

4 よくあるご質問

Q1 いろいろな電気供給業(電気事業法の届出を要しない事業形態)

当社は発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税においては「発電事業等」に該当しますか。

A 1 該当します。地方税法における「発電事業等」とは電気事業法に規定される事業のほか、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

Q2 いろいろな電気供給業(子会社等への電気供給)

自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「発電事業等」に該当しますか。

A 2 該当します。上記A 1と同様の理由です。

Q3 準備期間

発電事業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか。

A 3 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「発電事業等」には該当しません。所得割（資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により、申告してください。

Q4 無人の設備

主たる事業が発電事業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか。

A 4 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

Q5 繰越欠損金

所得等課税事業と収入金等課税事業を併せて行っている場合、所得割の繰越欠損金控除はどのようになりますか。

A 5 所得等課税事業と収入金等課税事業に区分し、それぞれの区分の中で欠損金を控除してください。なお、収入金等課税事業の所得計算にあたっては、令和2年度税制改正において次のとおり経過措置が設けられています。

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、収入金等課税事業を行っていた法人が、収入金等課税事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、収入金等課税事業に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項

Q6 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか。

A 6 事業の変更は届出事項ですので、「法人の変更・廃止等申告書」によって、その旨を届け出してください。

所得等課税事業と収入金等課税事業を併せてを行う法人の区分計算書

項目	總額 A	所得等課稅事業 B	收入金等課稅事業 C	所得等課稅事業按分率 B/A C
高上壳				

収入金額に関する計算書 第2号 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 第4号		事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
		摘要	要	金額	
				円	
		計	①	0	
		計	②	0	
		差引計 ①-②	③	0	
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。) ④					
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。) ⑤					
法附則第9条第10項の規定による控除額 ⑥					
法附則第9条第19項の規定による控除額 ⑦					
法附則第9条第20項の規定による控除額 ⑧					
法附則第9条第21項の規定による控除額 ⑨					
法附則第9条第22項の規定による控除額 ⑩					
法附則第9条第23項の規定による控除額 ⑪					
法附則第9条第25項の規定による控除額 ⑫					
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬				0	

所得等課税事業と収入金等課税事業を併せてを行う法人の区分計算書

【計算書の用途】

項目	餘額 A	所得等課稅事業 B	收入金等課稅事業 C	所得等課稅事業按分率 B/A C
高上壳	14,000,000	10,000,000	4,000,000	0.714285714

収入・経費が事業ごとに区分可能な場合は区分して記入する。
収入・経費の区分が困難な場合は「共通」に記入し、按分計算する。

収入金額に関する計算書 第2号 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 第4号		事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
記載例			摘要	要	金額
法第72条の2第1項の規定による収入金額の総額	売上高				4,000,000 円
	受取利息				28,571
	雑収入				20,000
	固定資産売却益				20,000
	料金とあわせて収入する消費税(地方消費税を含む 以下同じ)の金額は、収入金額に含めません。ただし、このうち免税事業者で消費税として納税しない金額や消費税精算時に生じた差益については、収入金額に含めてください。				
	計			①	4,068,571
	受取利息				28,571
	固定資産売却益				20,000
	国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等、控除すべき金額がある場合は記載してください。				
	計			②	48,571
差引計 ①-②			③		4,020,000
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。) ④					
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。) ⑤					
法附則第9条第10項の規定による控除額 ⑥					
法附則第9条第19項の規定による控除額 ⑦					
法附則第9条第20項の規定による控除額 ⑧					該当がある場合は記載してください。
法附則第9条第21項の規定による控除額 ⑨					
法附則第9条第22項の規定による控除額 ⑩					
法附則第9条第23項の規定による控除額 ⑪					
法附則第9条第25項の規定による控除額 ⑫					
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫ ⑬					4,020,000